

平成26年 第8回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 平成26年11月6日(木) 午後3時00分～午後3時35分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 委員長 滝内 秀昭
4. 委員の出席 滝内 秀昭 小林 万理子 江原 礼子 木下 誠
5. 委員の欠席 川畑 徹朗
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席

教育長	木下 誠	学事課長	大村 寿一
管理部長	谷澤 伸二	保健体育課長	早崎 潤
学校教育部長	太田 洋子	学校給食センター所長	松浦 洋一
教育長付参事	大西 俊己	社会教育課長	中畔 明日香
教育長付参事	堀口 明伸	公民館長	池田 真美
総合教育センター所長	後藤 猛虎	博物館等	亀田 浩
学校教育部副参事	村上 順一	人権教育室室主幹	松山 和久
生涯学習部主幹	善入 美津治	中学校給食推進班主幹	田中 康之
職員課長	升井 竜雄	少年愛護センター所長	倉島 正佳
施設課長	田原 安治	教育総務課長	中井 秀典
教育企画課長	花光 潤一	教育総務課	寺内 みこ

8. 議 事

- (1) 開会宣言 滝内委員長(午後2時00分)
- (2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

日程第	1	報告第	6号の承認
日程第	2	議案第	53号の審議
日程第	3	議案第	54号の審議
日程第	4	議案第	55号の審議

(3) 報告第6号の承認(日程第1)

滝内委員長より「報告第6号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第9号 平成26年度第3回教育関係費補正予算要求の申出について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「平成26年度第3回教育関係費補正予算要求を市長に申し出ることについて、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「報告第6号」の「専決第9号」を原案のとおり承認。

質疑応答

江原委員 速やかに対応していただき感謝している。災害復旧ということで、現状復帰が基本となると思うが、2年続きで大きな被害を受けているということもあるので、今回の工事内容でなにか配慮した点があれば教えていただきたい。

谷澤部長 現在、平成27年度の当初予算を編成しているが、一部の広場において芝生化を検討している。今後、財政部局の査定のなかでどのようになるかは分からないが、教育委員会としては予算を要求することで検討している。

木下教育長 内野と比べて圧倒的に広い外野の部分を芝生にすることで、水害対策は格段に進むのではないかと考え検討を進めている。

(4) 議案第53号(日程第2)

滝内委員長より「議案第53号 伊丹市立神津幼稚園の廃止に係る意見聴取について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「幼保連携型認定こども園の設置により、神津幼稚園を廃止することについて、市長から意見を求められましたので、教育委員会として同意することについて議決を求めるものです。」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第53号」を可決。

質疑応答

小林委員 子ども園を設置したときではなく今の時期に廃止するのはなぜか教えていただきたい。

木下教育長 法律の施行が予定では平成27年4月であり、それまでは幼稚園と保育所2つの組織がこども園という1つの施設のなかに設置され、一体的に運営している形であったが、法律の施行後はこども園という1つの組織になるということである。従って、法律の施行に合わせたタイミングで幼稚園と保育所のそれぞれを廃止する必要がある。

(5) 議案第54号の審議(日程第3)

滝内委員長より「議案第54号 伊丹市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「法律の施行に伴う規定整備を行うため、「伊丹市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定を市長に申し出るものです。」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、全委員一致で「議案第54号」を可決。

(6) 議案第55号の審議(日程第4)

滝内委員長より「議案第55号 伊丹市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正

する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「子ども・子育て支援法の施行に伴い、伊丹市立幼稚園の使用料の額を定めるほか、徴収に関する規定の整備を行うため、「伊丹市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例」の制定を市長に申し出るものです」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第55号」を可決。

質疑応答

江原委員 規則で保護者負担を定める予定とのことだが、その目途を教えてください。

また、今回の改正において、使用料の徴収方法などが加えられているが、これは使用料の取扱いを明確にするという理解で良いか。

太田部長 12月議会への上程を予定していて、当然それまでに算出されているのが望ましいため、出来るだけ早い時期を目指して関係部局と調整を進めているところである。

改正後の条例第4条及び第5条の部分については、保育所やこども園との整合性を図るということと、ご指摘のとおりきちんと整理して明確にすることから加えている。

木下教育長 現行制度のもとで私立幼稚園は、私学助成と就園奨励費、保護者の負担する保育料の3つの経費で運営されているが、新制度に移行すると、保護者負担と施設型給付の2つの経費で運営されるようになる。そして、この新制度の財源は消費税増税によって捻出されたお金とされていることから、国の動きが確定しないことには市としても動きにくいという状況である。

また、公私立幼稚園の格差は正という観点についても、保護者負担を検討する必要があるとされているが、公私立ではサービスの違いが存在するなか、どのように設定するかというところで非常に苦慮している。

これまでの経緯や他の自治体の考え方なども参考にしながら検討を重ねているところであるが、複雑な制度故まだ時間がかかる。

滝内委員長 参考資料を見ると、財政構造の部分で市町村の負担が現状約690億円から1,350億円となっているが、財源確保や裏付けはどのようになっているのか。

太田部長 お金の流れは変わるものの、トータルの負担額は変わらないとのことである。まだ不透明な部分はあるが、それぞれの負担額は変わらないはずであると理解している。詳細を掴もうとしているところである。

木下教育長 保護者負担ということで、市民の生活に直接関わる話であると同時に、市の財政に大きく影響する話でもあるので、様々な案を出して慎重に検討を進めている。

(7) 閉会宣言

滝内委員長 (午後3時35分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長

滝内 秀昭

伊丹市教育長

木下 誠